

令和5年 第11回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年11月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

1 開催日時 令和5年11月10日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター

3 出席委員 17名

1番委員	櫛 渕 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	5番委員	片 野 羊 二	6番委員	青 柳 健 市
7番委員	鈴 木 保 雄	8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿
10番委員	阿 部 均 司	11番委員	藤 井 好 博	13番委員	阿 部 敏 男
14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章	16番委員	田 村 隆 司
17番委員	高 橋 品 子	19番委員	中 島 工 リ		

4 欠席委員 2名

12番委員 庭 野 明 18番委員 戸 澤 奈実恵

5 議事録署名委員

19番委員 中 島 工 リ 5番委員 片 野 羊 二

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 競公売農地の買受適格証明願申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

開 会 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に、19番、中島工リ委員、5番、片野羊二委員を指名し議事に入る。
続いて、4、議事に入ります。
議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございました。
お願いいたします。

事務局	1 ページをお開きください。 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件3件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上よろしくお願いいたします。
議長	ただいまご説明がございました。3条の1番から私の担当地区の関係でございますれば、これよりは進行を高橋職務代理にお願いしたいと思っております。 ご了承ください。 （議長から高橋職務代理へ交代）
職務代理	よろしくお願いいたします。 議案第43号の1について、榊委員より調査結果の報告があります。よろしくお願いいたします。
1番委員	1番でございますが、1番の〇〇地区担当の榊武重です。 11月6日の現地調査なんですが、11月6日に見に行きました。場所は、〇〇があるその南側といいますかすぐ下にございます。それで、この案件の書類をいただいたときに、桐栽培ということでございまして、すぐに見に行くと、周辺の田のことが、桐栽培という再開されている作物でございますれば、周辺の影響のことを考えまして、北側というのか西側というのか、そちらに田んぼが、水田が作られておって、その辺をどうにかしたいなということで、借受人である〇〇さんのほうに6日のときにお伺いいたしまして、もしできることなら周辺の耕作者の方に同意書を、このこともあるから同意書を頂いておると俺としては非常に安心して進められるんですがということで、先ほど事務局が説明して、説明の中に添付書類が出ていますということでございましたので、私がこれ以上懸案する問題はないと思っておるんですが、皆さんのほうからご意見がありましたら、ご審議いただきながら伺いたいと思っております。 以上です。
職務代理	担当委員の調査結果の報告がありましたが、質疑等ありますでしょうか。 （「なし」の声） 質疑等がないようですので、議案第43号の1の案件は許可してよろしいでしょうか。 （「はい」の声） 異議がなければ許可したいと思います。ありがとうございます。 続いて、議案第43号の2 農地法第3条の規程による許可申請について、担当委員の林委員の調査結果の報告をお願いいたします。
4番委員	4番、〇〇地区担当の林功です。農地法第3条による申請事案の調査結果について、ご報告いたします。 11月6日に、同じく〇〇地区の担当の高橋品子委員と現地調査を行いました。

た。申請地は、〇〇地区に点在しております。6日、申請者の〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。貸付人が長年にわたり営農を続けてきましたが、高齢のため、また借受人が経営移譲にて営農を引き継ぎ耕作したいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は300日で、果樹を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は果樹栽培を計画されており、周辺の耕作はリンゴ園のため、支障がありません。その他の懸案事項はございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

職務代理

ありがとうございます。担当地区委員より調査結果の報告がありましたが、番号2について質疑等ありますでしょうか。

（「なし」の声）

質疑等なければ許可することよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ありがとうございます。異議がありませんので、議案第43号の2の案件は許可といたします。

続いて、議案第43号の3 農地法第3条の規程による許可申請について、担当委員の青柳委員の調査結果の報告をお願いいたします。

6番委員

6番、〇〇地区担当の青柳です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

11月6日に現地調査を行いました。申請地は〇〇の入り口のところでありますけれども、〇〇川に架かる橋ですけれども、その橋から〇〇川の下流方向におおよそ500mほどです。11月7日に、代理の〇〇さんに電話で確認をさせていただきました。譲渡人は、本年の5月に相続を受けた土地でございます。この土地は、今回の譲渡人の父親のお兄さんが長年管理していた土地でございます。この方が亡くなって、お子さんがいないということで、前、所有者が管理して5月にその方が亡くなって、相続を受けた土地でございます。現地を確認しましたら、白菜が植えられていて、ナス、トマトも栽培してあつてですね、ちょっと近所に聞きましたら、近所の方が、空き家だと心配なので管理上野菜を作っているということで、所有者関係の方が栽培をしているというものではございませんでしたが、今野菜を何種類か植えてある状態でした。今回譲受人が会社を早期退職して、今回申請地の隣が建床でございます。そこも一緒に譲り受けてこちらに移住して家庭菜園等をして、ここを、まだ正式に結婚していないんですけれども、パートナーの方とこちらに移住をしてみたいというお話でございました。農地の縁故による関係で、今回居抜きで譲り受けるということで、管理機2台とかハーベスタ等の農機具等はそろっております。ですので、営農していくことは確実だと思われます。年間の従事日数は210日ということで考えているようでありまして、家庭菜園を栽培するには十分な日数と思われます。宅地と雑木に囲まれた申請地でございますので、周辺の農地等に及ぼす影響はないと考えております。その他の懸案事項についてもございません。よろしくご審議のほうお願いいたします。

職務代理

ありがとうございます。担当地区委員より調査結果の報告がありましたが、

番号3について質疑等ありますでしょうか。

(「なし」の声)

質疑等なければ許可することによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

異議ありませんので、議案第43号の3の案件は許可といたします。

ここで、議長を榊渕会長にお返ししたいと思います。

(議長交代)

議長

職務代理、ありがとうございました。

続いて、議案第44号 競売農地の買受適格証明願申請について、事務局より一括で説明がございします。

よろしくお願いいたします

事務局

4ページをお開きください。

説明の前に、買受適格証明について簡単に説明をさせていただきます。

買受適格証明は、農業委員会が農地等の取得希望者に対し、農地法の許可などが可能であると判断して発行する証明です。この証明がない者は、農地等の競売に参加することはできません。委員さんをお願いする調査は、通常の3条や5条と同じ内容です。

では、続けます。

議案第44号 競売農地の買受適格証明願申請について。

次のとおり競売農地の買受適格証明願申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

これはどなたが受けもつということではないんですが、当該用地がその地区に存在する委員さんの方に調査報告をお願いしていると事務局から伺っております。阿部さんのほうをお願いしているということでございますので、阿部さんのほうから調査報告をお願いできればと思っております。

10番委員

10番、〇〇担当の阿部です。公売農地の買受適格証明事案の調査結果について、報告をいたします。

申請人の1番の〇〇さんの調査結果について報告をいたします。場所は、〇〇から北側に50mから100mぐらいの範囲で申請地が点在しております。〇〇さんの現在の住所が〇〇ですので、現地にちょっとすぐは来れないということで電話にて調査を行いました。申請地を取得できた場合には、水田と野菜を栽培するそうです。耕作につきましては、現在〇〇のほうで耕作面積も多く経営しているそうなので、問題はないと思われます。年間の従事日数については、現在検討中とのこと。周辺農地への支障はありません。

なお、懸案事項としまして、申請人が遠方なので、耕作が十分にできるかどうか心配されるところであります。その他については特にありません。

以上よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ちょっと分からないところがあるのですが、どなたでも今は農地が買えるようになっているわけですが、まだこういうことは、こういう適格証明とかそういうものが必要なのか。それから、1番の方と地番がかぶっておられること、その辺も含めて、どちらに出していくか。先ほど事務局から説明があったように、入札で落とされた方が適格証明を選べるというような説明があったんですが、もう一度詳しく説明していただけたら有り難いと思います。

事務局 事務局のほうからご説明差し上げます。
あくまでも買受適格証明というのは、入札をできる資格があるかどうかということになります。農地ですから、当然今回の、会長もおっしゃっていたと思うんですけども、下限面積ないので、面積要件はございません。ですから、ほかの要件、全部、就農要件とかですね。その辺を兼ね備えているかどうかということになります。ご覧になっていただいたとおり、1番、2番はかぶっている面積があります。3筆、2番の方の面積の筆は全部1番の方も希望されています。入札された結果、高いほうの方が落札する。落札したほうの方について、その案件について、その点については、その許可証が出るという考え方です。ですから、これはあくまでも、これを承認したのが許可ということではなくて、当然入札ができる資格があるかどうかの判断でございます。ですから、その辺をご審議いただくことになります。よろしいでしょうか。

議 長 ありがとうございます。私が先行して質問してしまったんですが、皆さんのほうからお聞きしたいことがあったら、お願いいたします。
（「なし」の声）
なければ、この案件は承認というような形でよろしいですか。

事務局 あくまでも適格証明の証明を承認するという形ですので、この筆、上がっている筆について、入札できる資格があるかどうかというのを承認していただくということになります。その結果、公売、入札した、高くつけた方が落札して、その落札した案件について許可証が出るということになります。ご覧になったとおり、これで許可されると、2番がかぶっていないところは確定ですが、かぶっているところは不確定になりますが、それ以外のところはその方が入札すれば落札していく可能性が高いということでございます。

議 長 ただいまの説明を踏まえて、1番の方に買受適格証明書を、いやいや、というよりは、承認していただいて、この方が適正であるという承認を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。
（「なし」の声）
なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
議案第44号の1については買受適格証明書を発行いたしたいと思っております。
続いて、議案第44号の2について阿部委員より再び調査報告がございます。

- 10番委員 10番、〇〇担当の阿部です。公売農地の買受適格証明事案の調査結果について報告をいたします。
- 申請地の場所なんですけれども、先ほど1番の方と同じ場所になります。ただ、申請地が全部ではなくて、3件、1番で3件だけという案件になります。11月5日に申請人の〇〇さんとともに現地調査を行いました。願出人が申請地を取得できた場合には、水田と野菜を栽培したいそうです。
- なお、現在申請人は借地ですが農業を営んでおり、耕作に問題はないと思われます。周辺農地への影響はありません。その他の懸案事項はありません。よろしくご審議のほどお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。阿部委員のほうから報告がございました。皆さんのほうから質疑、質問、意見等ありましたらお願いいたします。
- (「なし」の声)
- 質疑、意見等ございませんので、1番と同様に承認ということでよろしいでしょうか。
- (「はい」の声)
- 議案第44号の2について買受適格証明書を発行いたしたく思っております。
- 続きまして、議案第45号 農地法第5条1項の規程による許可申請に対する意見について、事務局より一括説明がございました。お願いいたします。
- 事務局 6ページをお開きください。
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について。
- 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。
- 別紙記入事件2件。
- 次のページをお開きください。
- ◇(議案書・順次、朗読説明)
- 以上よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました番号1について、地区担当委員の方より現地調査報告をお願いします。
- 9番委員 9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願いいたします。
- 農地法5条による申請事案がでましたので調査をしまいいりました。申請地は、〇〇より北西におおよそ250mぐらいのところですよ。11月8日に現地を調査しました。そして、9日に、申請者の〇〇さんに会って話を伺いました。これは、相続により〇〇さんが相続した土地なんですけど、最近耕作ができないということですので、そこを駐車場にして、隣に建物を併用してお店を出したいということで話がまとまったということで説明をされました。周辺に畑というものが、台帳はあるんですけども、耕作はされておきませんので、荒れている土地でございます。したがって、周辺農地への影響はないと思います。また、同様に建物の工事とかそういうことも影響はないと思われます。その他懸念する問題はないと思います。以上よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま調査結果の報告がございました。それを受けまして、皆様のほうからご質疑承りたいと思います。
 （「なし」の声）
 ないようですので、許可することによろしいでしょうか。
 （「はい」の声）
 議案第４５号の１の案件は許可相当といたします。
 続いて、議案第４５号、番号２について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

１５番委員 １５番、〇〇担当の原澤です。
 申請地は、〇〇集落の場所の南東といったらいいでしょうか、一番端のほうになるんですけれども、そこにあります。１１月５日に戸澤委員と２人で貸付人の〇〇さんのところに行き、お話を聞きました。先ほども説明がありましたとおり、借受人の〇〇さんと〇〇さんは義理の親子というか娘婿になるということで、一応親子関係ということであります。先ほどもありましたが、その場所は〇〇地区の人は現地に行って分かると思うんですけれども、農振除外になっている場所で、実際は畑というよりも木が植えてあるような場所でございます。いろいろお話を聞いたんですが、申請書、見積書、設計書、資金等確認ができ、実行が確実と思われます。周辺農地なんですが、隣に、写真だと分からないかもしれないですけれども農業用の建物が建っておりまして、特別問題になるようなことはないと思います。その他想定される懸念事案もございませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの調査報告を受けまして、皆さんのほうからのご質疑を受けたいと思います。いかがでしょう。
 （「なし」の声）
 異議がございませんので、議案第４５号の２の案件は許可相当といたしたいと思います。
 続きまして、議案第４６号 農用地利用集積計画について、事務局よりご説明がございます。

事務局 ８ページをお開きください。
 議案第４６号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。
 次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
 別紙記入事件１件。
 次のページをお開きください。
 農用地利用集積計画概要でございます。畑の使用貸借の通年１，４５６㎡、利用権存続期間は１０年、１，４５６㎡、合計も１，４５６㎡です。貸し手は１戸、借り手も１戸でございます。
 １０ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。
 改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。事務局より説明がございました。ご意見、質疑等はございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声）

ないようですので、議案第４６号は承認といたしたいと思います。

５番目、協議事項・報告事項に入らせていただきます。

委員の方から報告、質疑等ありましたら、お願いいたします。挙手をもってお願いいたします。

事務局何か御用意は。

（「ありません」の声あり）

それでは、大きな６番、その他のほうに移らせていただきます。

まず、委員の方から、その他のほうで何かございましたらお願いいたします。

事務局のほうからは、事務局もご用意ないですか。

（「ありません」の声あり）

以上で議事・報告事項の全てを終了したいと思います。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後２時１４分〕